

「令和7年10月1日から傷病者の健康保険証利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を活用した、マイナ救急の取り組みが全国一斉に開始されます。」

■マイナ救急とは

傷病者の健康保険証利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取り組みをいいます。



119番通報時

指令員が通報者に対して、マイナ保険証の準備を依頼します。



救急隊到着時

カードリーダーで読み取り、タブレットで情報表示。
→ ・氏名、生年月日、住所 ・受診した医療機関名
・薬剤情報 ・特定健診等情報

傷病者の負担軽減に繋がるほか、観察結果・症状(現病歴)とマイナ保険証を活用して得られた情報(受診歴・診療情報・薬剤情報・特定健診情報等)から総合的に判断して、傷病者に適応する搬送先医療機関の選定等に効果が期待できます。



「マイナ保険証活用で円滑な救急搬送へ」

ご理解をお願いします

